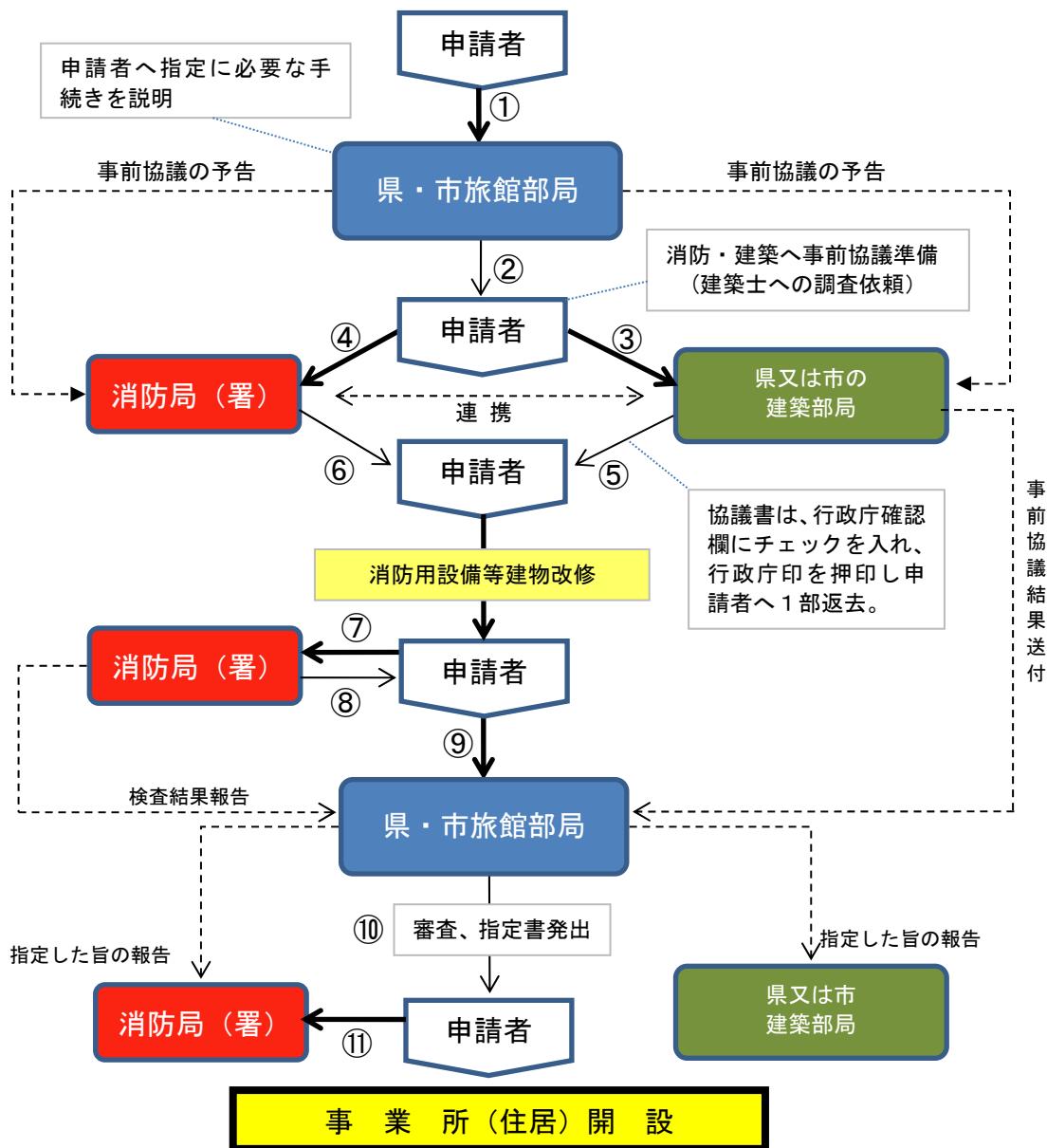


ゲストハウス・民宿（簡易宿所）開設手続フロー

- ① 事前協議の開始
- ② 申請者へのアドバイス（手続の流れを説明）
- ③ 建築部局へ協議書の提出（建築窓口3部）
- ④ 消防局へ事前協議の手続き
- ⑤ ③協議書の回答（申請者、旅館部局：協議済書類の送付）
- ⑥ ④事前協議の回答
- ⑦ 消防用設備等設置届（消防用設備設置完了後4日以内）
- ⑧ 完了検査・検査済証の送付
- ⑨ 許可申請
- ⑩ 指定した旨の通知
- ⑪ 防火対象物使用開始届（使用開始7日前までに）

ゲストハウス・民宿（簡易宿所）開設までの流れ (既存住宅を活用する場合)



※ 事務処理期間：⑤14日以内、⑩10日以内

※ ③協議書は3部作成し提出すること。

【建築保管(1部)、申請者返却(指定申請書用(1部)、旅館部局送付分(1部)】

■建築基準法の窓口

地区	窓口	連絡先
県東部(岩美、八頭郡)	東部建築住宅事務所	電話 0857-20-3648
県中部(東伯郡)	中部総合事務所生活環境局建築住宅課	電話 0858-23-3235
県西部(西伯、日野郡)	西部総合事務所生活環境局建築住宅課	電話 0859-31-9753
鳥取市内	鳥取市都市整備部建築指導課	電話 0857-30-8362
倉吉市内	倉吉市建設部建築住宅課	電話 0858-22-8175
米子市内	米子市都市整備部建築相談課	電話 0859-23-5236
境港市内	境港市建設部建築営繕課	電話 0859-47-1062

■消防法の窓口

地区	窓口	連絡先
県東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局予防課	電話 0857-23-2460
県中部	鳥取中部ふるさと広域連合消防局予防課	電話 0858-29-5126
県西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課	電話 0859-35-1954